

## 見解書

令和5年7月28日

静岡市長 難波喬司様

住所 静岡市駿河区石部1375番地の8  
設置予定者 名称 セイワ・ウエスト・ジャパン株式会社  
代表取締役 青木佑輔

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第23条第1項の規定に基づき、意見に対する見解書を提出します。

項目	意 見	見 解 内 容
1	<p>産業廃棄物処理事業に伴う近隣の生活環境への影響及び健康被害について、事業者が講ずる対策を明示すること。生活環境への影響については、以下の事項について想定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大型トラック等の通行による振動・騒音による影響</li><li>・周辺生活用水への影響</li><li>・周辺美観への配慮</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・大型トラックの通行による振動・騒音について 計画地周辺の交通騒音、振動は朝夕の通勤時間帯のレベルが高く道路に面した地域の一般的な特徴があります。昼間の環境基準値には余裕があり予測増加レベルを付加しても基準値を下回ります。 本事業による影響を軽減するために以下を周知徹底致します。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 制限速度の遵守、急発進・空ぶかしを控える</li><li>2. 搬入車両の通行時間（9時から17時）の遵守</li><li>3. 運搬車両の限定と定期点検の実施および結果報告</li></ol></li><li>・周辺生活用水への影響 計画地は山間部の表流水が流入しているが、その流域は狭小です。また、計画地下流は駿河湾に面していて計画地下流で生活用水の利用はありません。よって、この事業に伴う生活用水への影響はありません。</li><li>・周辺美観への配慮 計画地は山間部でありながら、海に面した特徴的な区域です。埋立処分する区域の立木は伐採処分する必要がありますが、外周部の雑木は残置します。これにより東側（海）と北東の一部を除く周辺部からは最終処分場の稼働状況は確認できません。また、廃棄物の展開確認作業や建設機械等の集積は施設内西側で行うことにより外周からその作業の望遠は難しいため、景観を損なうことはありません。 なお、東側法面は作業の進捗状況に合わせて、緑化（植樹）等の作業を実施いたします</li></ul>

